

専決処分の報告について (物損事故に係る損害賠償額の決定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定並びに訴訟、和解及び損害賠償額の決定に関する専決処分の指定について（平成18年3月2日板橋区議会議決）により、下記のとおり、損害賠償額の決定について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

1 事故の概要

令和5年9月13日、加賀中学校移動教室で訪れた、八ヶ岳中央農業実践大学校内駐車場において、生徒が観光バスに乗り込む際に、砂利道の石を蹴り上げ、バス入口扉ガラスが破損した。

2 示談の相手方

区外法人

3 示談成立年月日

令和5年12月25日

4 示談金額

金11,000円

5 示談の処理

区と被害者の間に、書面に定めるほか、何らの債権債務が存しないことを確認する示談書を取り交わした。

6 支払い

示談に要する損害賠償金は、特別区自治体総合賠償責任保険の幹事会社である損保ジャパン(株)から支払われる。